

① 市町村や都道府県等への事前相談 (P12)

- ・ 自然環境を含め環境全般に配慮するための最初のステップは、市町村や都道府県等に対する地域の実情や必要な事項の確認となります。

取組の例		実施の有無 (○/×)	実施した場合、結果概要/ 実施しなかった場合、その理由
1-1	立地検討段階で市町村や都道府県等の担当窓口に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。		
1-2	地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知や説明をすべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求める。		
1-3	各種法令・条例等に基づく規制等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。		

② 影響の確認、対策の必要性の検討(P13)

- ・ 以下のいずれか又は両方に該当する場合には、対策の必要性について専門家に相談し、十分な検討が必要です。

チェック事項		該当する 場合✓	該当する場合、対策の必要性等につい ての専門家の意見概要
2-1	事業区域の候補地及びその周辺が、重要な動植物の生息・生育地や、貴重な生態系等として国や地方公共団体の資料等に記載されている。		対策の必要性がある場合、「事業段階別の対策の検討」へ
2-2	地域とのコミュニケーションの過程で、市町村や都道府県、地域の自然環境の状況に詳しい専門家等に、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報を求め、関連情報の提供を受けた。		

③ 事業段階別の対策の検討

- ・ 地域の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じます。

I 立地選定(P21)

【対策】※I-1～I-3は対策により期待される効果が高い順に記載しており、I-1から優先的に検討します。

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
I-1		
I-2		
I-3*		

II 設計(P22)

【事前調査】※事業候補地及びその周辺の自然環境の現状について情報不足の場合等に調査を検討します。

対策	実施の有無 (○/×)	実施する場合、その概要/ 実施しない場合、その理由
II-0*		

【対策】(1) 立地選定段階で「I-2 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等を適切に残す前提で事業候補地として選定する」を採用した場合 (P24)

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
II-1		

(2) 立地選定段階で「I-3 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等への影響を低減する対策を講じる前提で事業候補地として選定する」を採用した場合 (P25)

※事業候補地及びその周辺の自然環境の状態によって、II-2～II-4のいずれか1つの対策で十分な場合と複数の対策の実施が望ましい場合とがあります。

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
II-2*		
II-3		
II-4*		

III 施工(P32)

【対策】(1)全ての事業で検討する対策

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
III-1*		

(2)特別な配慮が必要な動植物が生息・生育する場合に検討する対策 (P34)

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
III-2*		

IV 運用・管理(P35)

【対策】※モニタリング調査結果等から、予期していなかった自然環境への影響が確認された場合等には、追加的な対策を検討する必要があります。

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
IV-1*		

V 撤去・処分(P38)

【対策】

対策	対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
V-1*		

凡例

【一定規模以上】: おおむね出力50kW以上の太陽光発電設備を対象とする対策を示す。

*: 重要な動植物の生息・生育地または貴重な生態系等が、事業区域又はその候補地の周辺にある場合の対策にもなるものを示す。

(備考)

- ・ 本チェックシートは、太陽光発電設備の設置に向けて地域関係者と調整する際や、自然環境に配慮した取組について投融資者や電力の需要家に報告する際などに広く利用できるものである。また、発電設備を更新する(リプレース)際にも活用できる。記入済みのチェックシートは、事業の透明性を確保する観点から公表することが奨励される。
- ・ ①の1-2において助言や情報提供を求める内容の例として、重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報や、それらに詳しい専門家についての情報が挙げられる。
- ・ ①の1-3や②の2-1では、再生可能エネルギー事業に係る地域内でのゾーニングに関する情報の有無も含めて確認することが重要である。
- ・ ②のチェック事項に該当するか否かを判断した根拠資料は、地方公共団体や地域住民等に説明できるよう、取りまとめて保管しておく必要がある。判断においては、環境アセスメントデータベース(EADAS)や生物多様性「見える化」マップ、地方公共団体等による公開データ等が活用できる。
- ・ ③の各自由記入欄には、②の結果を踏まえて計画している又は実施した対策の内容、もしくは対策の採用を見送る理由等を記入する(例: 設置に向けた調整の際は計画内容を、報告に用いる場合は実施内容を記入する)。

検討と対策の手順

どのような場所で、どのような内容の太陽光発電事業を検討していますか？

- アスファルトやコンクリート等の人工被覆地**以外**の土地に設置する。
- 水面に設置する。

生息・生育している重要な動植物や貴重な生態系等に影響を与えてしまう可能性があります。

① 市町村や都道府県等への事前相談(P15)

地域の実情や必要な事項の確認を行います。

- 1-1** 立地検討段階で市町村や都道府県等の担当窓口に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。
- 1-2** 地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知や説明をすべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求める。
- 1-3** 各種法令・条例等に基づく規制等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。

② 影響の確認、対策の必要性の検討(P17)

以下のいずれか又は両方に該当しますか？

- 2-1** 事業区域の候補地及びその周辺が、重要な動植物の生息・生育地や、貴重な生態系等として国や地方公共団体の資料等に記載されている。
 - 資料例
 - 環境アセスメントデータベース(EADAS)(P51-52)
 - 生物多様性「見える化」マップ(P53-54)
 - 地方公共団体等による公開データ(P55)
- 2-2** 地域とのコミュニケーションの過程で、市町村や都道府県、地域の自然環境の状況に詳しい専門家等に、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報を求め、関連情報の提供を受けた。

対策の必要性を検討します。

専門家に相談し、必要に応じて後述の対策を講じてください。

事業段階別の配慮の検討(下段)へ

③ 事業段階別の対策の検討(P20) 地域の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じます。

